

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって、認知症の状態のあるものについて、共同生活居住において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

6 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり

(2) 所在地 長崎県佐世保市松瀬町1 1 7 1 番地 1

(特別養護老人ホームあそかのもりと同一敷地内)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

Aユニット (1 F)

(1) 管理者 1 名

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1 名

認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従業者 6名以上（うち1名は、計画作成担当者と兼務）

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

Bユニット（2F）

- (1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1名

認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従業者 6名以上（うち1名は、計画作成担当者と兼務）

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

Cユニット（3F）

- (1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1名

認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従業者 6名以上（うち1名は、計画作成担当者と兼務）

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

（利用定員）

第5条 この事業所の利用定員は、1ユニットにつき9名、合計3ユニット27名とする。

（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

第6条 要介護者であって認知症の状態のあるものについて、共同生活住居において、家庭的環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合は、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

①食材料費 1日 1,445円

②居室料 1か月 27,000円（月途中の入退所の場合は、日割り計算）

③光熱費 1か月 14,800円（月途中の入退所及び入退院の場合は、日割り計算）

④個人専用の家電製品の電気代 1か月 500円

⑤その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが

適当と認められたものの実費について徴収する。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ②自傷他害の恐れがないこと。
- ③常時医療機関において治療をする必要がないこと。

- 2 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

- ・利用者が外出・外泊を希望する場合には、管理者に届け出るものとする。
- ・利用者は、健康に留意するものとする。
- ・利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

- 3 利用者は、共同生活居住内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 共同生活の秩序もしくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

- 4 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退居してもらう場合がある。

- 5 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(非常災害対策及び感染症対策)

第9条 認知症対応型共同生活介護において、天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

- 3 感染症対策を強化する観点から、委員会の開催、研修の実施に加え、感染症の予防、まん延防止の為の訓練を定期的に実施する。

(掲示)

第10条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(苦情の受付とその対応)

第11条 利用者またはその家族により苦情の申出があった場合の受付から解決までは、

専用窓口を設け、苦情解決責任者が誠意をもって対応に当たらなければならない。

(地域との連携等)

第12条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(運営推進会議)

第13条 認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、佐世保市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者とする。

4 運営推進会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(事故発生時の対応)

第14条 サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(緊急時における対応)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医や家族等に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告する。病状に応じて救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又その再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業者が得た利用者、利用者家族等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその利用者家族等の了解を得るものとする。

(記録の整備)

第18条 従業者、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成15年12月 1日から施行する。
この規程は平成16年 1月 1日から施行する。
この規程は平成17年 1月20日から施行する。
この規程は平成17年11月 1日から施行する。
この規程は平成17年11月21日から施行する。
この規程は平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は平成19年 4月 1日から施行する。
この規程は平成21年11月 1日から施行する。
この規程は平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は平成26年 8月 1日から施行する。
この規程は平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は平成28年10月 1日から施行する。
この規程は平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 元年10月 1日から施行する。
この規程は令和 2年 2月 1日から施行する。
この規程は令和 2年 8月 1日から施行する。
この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 3年 8月 1日から施行する。
この規程は令和 6年 4月 1日から施行する。